

清水町・蓮沼町周辺地区 防災 まちづくりニュース 第11号

発行:板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 不燃化まちづくり係 令和4年8月

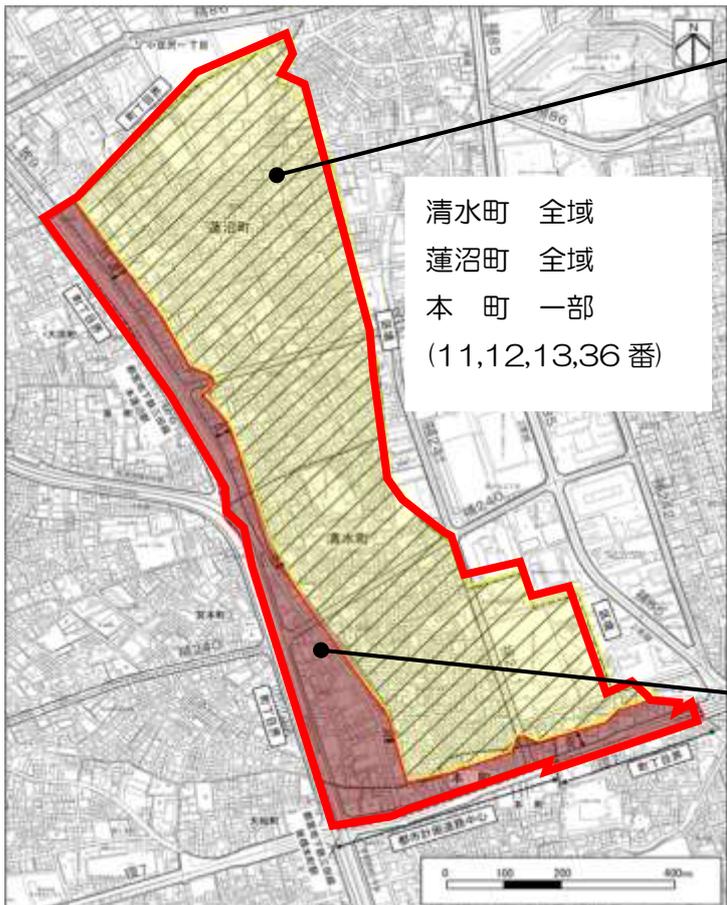
令和4年9月1日から

「新たな防火規制区域」が施行されます。

これまでにもご案内をさせていただいておりました、新たな防火規制区域の指定について、**令和4年9月1日に施行される**こととなりました。

9月1日以降に工事着手される建築物については、以下の規制が適用されます。

新たな防火規制区域について



● 準防火地域

( で囲まれた区域)

➡ **9月1日から規制が厳しくなります。**

◎制度の内容

1. 原則として、すべての建築物は **準耐火建築物以上**となります。
 2. 延べ面積が500㎡を超えるものは **耐火建築物以上**となります。
- ※一部除外規定があります。
※準耐火建築物及び耐火建築物は、同等の延焼防止性能を有する建築物を含みます。

● 防火地域

( で囲まれた区域)

➡ **これまでの規制内容と変更はありません。**

規制内容と各建築物の構造については
裏面をご覧ください。

準防火地域内の新たな規制について

建てようとする建築物の規模（階数、延べ面積）によって以下の規制となります。

※一部除外規定があります。

8/31まで	木造・防火構造の建築物	準耐火建築物	耐火建築物
	延べ面積500㎡以下 かつ2階以下	延べ面積500㎡超 (又は3階以上)	延べ面積1,500㎡超 (又は4階以上)
↓			
9/1以降	準耐火建築物	耐火建築物	
	延べ面積500㎡以下 かつ3階以下	延べ面積500㎡超 (又は4階以上)	

防火構造の建築物・準耐火建築物・耐火建築物の例

防火構造の建築物	準耐火建築物	耐火建築物
外壁・軒裏に定められた性能を有する材料を使用	主要構造部（壁・柱・床・はり・屋根・階段）に定められた性能を有する材料を使用	
●火災に耐える時間 外壁・軒裏 30分間	●火災に耐える時間 外壁・柱・床等 45分間 屋根・階段 30分間	●火災に耐える時間（4階以下） 外壁・柱・床等 60分間 屋根・階段 30分間
●主な構造 木造（外壁モルタル塗り） など	●主な構造 鉄骨造 木造（壁・柱・床等に防火被覆）など	●主な構造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造（壁・柱・床等に防火被覆）など

※上記は一例であり、建築基準法に適合したものとする必要があります。

■このニュースに関するお問合せ先■

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 不燃化まちづくり係

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号

電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437

E-mail：m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp



過去のニュースは下記URLまたは右二次元バーコードからご確認ください。

(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/machidukuri/chiki/1040234/index.html>)